

令和 9 年度 大阪市区長公募要綱

令 和 8 年 8 月
大 阪 市

大阪市では、大阪市職員基本条例第 10 条に基づき、以下のとおり公募を実施します。

1 公募内容

(1) 募集する職等

- ・ 区長職（採用予定人数：3 名）

主な職務内容	職名に冠された区の区域内における以下の事項 ・ 区役所事務の統括と組織運営（区長としての職務） ・ 局、室が所管する事務のうち、区域内における住民生活に密着した事務に関しての当該局、室の長に対する指揮監督（区シティ・マネージャーとしての職務） ・ 教育委員会事務局が所管する区域内の小中学校に関しての事務（区担当教育次長としての職務） 市長並びに教育委員会が定める全市的方针に基づきながら、住民に最も近い行政機関の長として区域内の住民意見を踏まえ、所管する区の特性や実情に応じた施策を展開して、自律的な区政を運営するために、上記の職務を遂行する。
--------	---

※今後、着任までの間又は任期中に、職制改正等により、所管業務の一部が変更される場合があります。

※区長の職務内容の詳細については、大阪市ホームページ（各区等のホームページ）等をご参照ください。

※募集区を限定せず、区長職としての公募となります。

<募集背景>

- ・ 行政の高度化、多様化、グローバル化が進展していく中、これら時代の変化に的確に対応し、市民の期待する行政を推進していくためには、外部人材の活用など、人材の流動性・多様性が必要です。
- ・ 大阪市では、平成 24 年 6 月に施行された「大阪市職員基本条例」により、区長への任用は、広く公募により行うこととしています。
- ・ 人事異動により内部任用していた区長職を内外公募することにより、選考過程の客観化、外部化が図られています。
- ・ 組織トップに外部人材を登用することで、民間視点や経営感覚の導入、職員の意識改革、組織活性化などが期待されます。
- ・ また、内外公募として、意欲や能力のある内外の人材が同じ土俵で切磋琢磨することで、より良い人材を登用するとともに、職員の能力向上や組織活性化を図ります。

<求める人物像>

- ・住民や地域コミュニティの声を行政に適切に反映した住民自治の実現に向け、地域課題の解決や新たなビジョンの実現に取り組むことができる人材。
- ・これまでの行政感覚や行政慣行とは異なる視点や発想で、さまざまな行政課題や組織課題に対して、有効な指摘や改善策を講じることができる人材。
- ・区役所業務の推進を統括するために必要な専門的な知識、経験、能力等を有する人材。
- ・高いマネジメント能力をもって、円滑に組織運営できる人材。
- ・全体の奉仕者として、また、所属職員を管理監督、指導監督すべき組織トップとしてふさわしい高い倫理観、見識等がある人材。

(2) 身分

- ・一般任期付職員(地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(以下、「任期付法」という。)第3条第2項)
 - ・ただし、任期付法の適用を受けていない本市一般職の職員(以下、「本市職員」という。)が任用される場合は、以下のとおりです。
 - ・令和9年4月1日時点で満56歳以下の場合:現在の身分を継続
 - ・令和9年4月1日時点で満57歳以上の場合:一般任期付職員又は現在の身分を継続※
- ※現在の身分を継続する場合、役職定年の対象となります。

(3) 任期

- ・令和9年4月1日から令和10年3月31日まで※
- ※なお、任期は1年ごとに更新しますが、適格性に問題がなければ、令和9年4月1日から向こう4年間(ただし、本市職員で現在の身分を継続している場合であって、役職定年の対象となるときは、任期中に60歳を迎える年度の末日まで)を基本とします。

(4) その他

- ・採用予定人数は3名ですが、選考の結果、適任者がいない場合は、採用人数はこの限りではありません。また、採用を見合わせることもあります。
 - ・任期を通じて勤務実績が特に優秀で、引き続き高いパフォーマンスを発揮できると認められる者については、区政を取り巻く状況、行政課題、当該ポストの性質などを総合的に勘案し、最長5年まで任期を更新する場合があります。
 - ・任期途中であっても、勤務実績の不良や、適格性が欠如していると認められる場合は、他の職への人事異動や、分限処分(降任・免職)がなされる場合があります。
 - ・一般任期付職員として任用された場合、任期満了に際しては、現に任用されているポストとは異なる公募ポスト※に応募することができます。なお、本市職員で現在の身分を継続している場合には、任期満了に際して応募できるポストに制限はありません。
- ※ただし区長に関しては、一般任期付職員として連続2回の任用まで応募することができます。(現職と同一区の区長に任用されることはありません。)

- ・採用後は、営利企業等への従事は認められませんので、採用日までに退職、役員退任等の手続きを完了する必要があります。
- ・災害発生時の初期初動体制確保のため、自宅から区役所に 30 分以内に参集できない場合は、災害対策用職員住宅への居住が命ぜられます。
- ・災害対策用職員住宅に関する保証金・賃貸料（共益費含む）・転居に係る費用は大阪市災害対策用職員住宅運用基準等の範囲内において、公費負担とし、居住は原則単身とします。
- ・就任前の自宅が賃貸物件である場合であって、就任時にその物件を解約して、区役所から 30 分以内に参集可能な場所に転居して居住するときは、その転居先を自宅として取り扱い、災害対策用職員住宅の対象外とします。この場合、転居に伴う保証金・入居及び退去に伴う費用については大阪市災害対策用職員住宅運用基準等の範囲内において、公費負担とします。

2 応募資格

次の要件を満たす人が応募できます。

- ・組織マネジメント経験のある人(例:国、地方公共団体、民間企業等での管理職経験者)
※本市職員が応募する場合は、部長級以上の職員（当該区長職としての任期満了の際には、原則、元の職位に戻るようになります。）
- ・日本国籍を有する人

ただし、地方公務員法第 16 条各号のいずれかに該当する人は応募できません。

- ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- イ 大阪市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
- ウ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第 60 条から第 63 条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※現に区長に任用されている場合も応募はできますが、現職と同一区の区長に任用されることはありません。

※任期付法第 3 条第 2 項に基づく一般任期付職員として区長に 2 回連続で任用されている場合は応募できません。

3 勤務条件

服 務	・任期中は、営利企業等への従事制限など、地方公務員法の服務に関する規定が適用されます。 ・本市職員以外の人を採用される場合は、現在の勤務先を退職していただく必要があります。
給 与	・年収（税込）1,500 万円程度 ※勤勉手当（6 月、12 月支給）は、業績に応じた支給となります。 ※年収は、令和 8 年 4 月時点のものです。
勤務時間	9 時から 17 時 30 分（休憩時間 45 分を含む）

休 日	(1) 日曜日及び土曜日 (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日 (3) 12月29日から翌年1月3日までの日（前号に掲げる日を除く）
休 暇	年次休暇及び特別休暇（夏季、結婚、出産、忌引等に要する休暇）等があります。
勤務場所	大阪市内の区役所

※勤務条件等については、本市条例等の改正により変更される場合があります。

4 申込方法

応募については、1人につき1つの職とします。区長公募と所属長（都市整備局長）公募に同時に応募した場合、無効とすることがあります。

下記の記載により大阪市行政オンラインシステムよりお申込みください。

受付期間	令和8年8月12日（水）から 令和8年9月4日（金）午後5時30分まで <u>※受付期間を過ぎると申込みできません。</u>
申込先	大阪市行政オンラインシステム 区長・所属長（都市整備局長）公募申込フォーム https://lgpos.task-asp.net/cu/271004/ea/residents/procedures/apply/35d31b5b-a0ec-493a-82d1-24ed948dbe5e/start
申込方法	上記申込先 URL から申込みを行ってください。 <u>※なお、初めて大阪市行政オンラインシステムを利用される場合は、利用者登録が必要となります。</u>
添付書類	(1) 顔写真データ（jpg 形式） (2) 職務経歴書（Word 形式） (3) 志望理由書（Word 形式） (4) 下記5の要領により作成した論文（Word 形式）
注意事項等	(1) 必要な添付資料をあらかじめご準備のうえ、行政オンラインシステムからの申込みを行ってください。応募に必要なとなる書類が不足している場合については、応募が無効となる場合があります。 (2) 添付書類については、ファイル形式、ファイル名等について以下指定のものとしてください。 ①顔写真データ 4センチメートル×3センチメートルの大きさ（縦横比4：3）で3MB以内のデータサイズ、jpg形式の写真をご準備ください。 ただし、脱帽し上半身を正面から、かつ過去3か月以内に撮影した鮮明なものに限ります。 ファイル名は「氏 名」としてください（例：大阪 太郎.jpg） ②職務経歴書 Word形式の指定様式とし、2ページ以上となる場合も1ファイルとしてください。ファイル名は「職務経歴書（氏 名）」としてくださ

	い。(例：職務経歴書（大阪 太郎）.docx) ③志望理由書 Word 形式の指定様式とし、2 ページ以上となる場合も 1 ファイルとしてください。ファイル名は「志望理由書（氏 名）」としてください。 (例：志望理由書（大阪 太郎）.docx) ④論文 Word 形式とし、2 ページ以上となる場合も 1 ファイルとしてください。ファイル名は「論文（氏 名）」としてください。(例：論文（大阪 太郎）.docx) なお、下記 5 の要領により作成したものであれば様式は指定のものでなくても構いません。 (3) 申込時に入力いただいたメールアドレス宛に、選考等について通知を行いますので、<u>申込後にメールアドレスを変更された場合は、必ず下記 9 問合せ先に記載の担当 E-mail アドレス宛に、変更後のメールアドレスをご連絡ください。</u> (4) 申込受付は大阪市行政オンラインシステムのみとなります。<u>関係資料の持参、郵送では受付ができません</u>のでご注意ください。
--	---

5 論文作成要領

(1) 課題

「現在の区行政の課題と、その解決策について」

(2) 字数

2,000 字程度 (A4 縦サイズ、横書き)

(※提出された論文は、公開を前提とします。)

6 関係資料の入手方法

申込みに必要な各種様式については、大阪市行政オンラインシステムまたは大阪市ホームページよりダウンロードしてください。

<様式>

(1) 職務経歴書

(2) 志望理由書

(3) 論文

<掲載場所>

- ・行政オンラインシステムの申込フォーム（上記 4 申込先記載の URL 参照）
- ・大阪市総務局ホームページ

<https://www.city.osaka.lg.jp/somu/page/0000684308.html>

※ご使用のパソコンの環境により、また、ホームページの保守・整備等のため、ダウンロードできない場合があります。

※(3) 論文については、5 の要領により作成したものであれば指定様式でなくても構いません。

7 選考方法

(1) 第1次選考（書類選考）

提出された職務経歴書、志望理由書、論文等により、職務に対する適性、能力、意欲等について審査します。

なお、選考結果を応募者全員に、第2次選考の日時・場所を合格者に対して、申込時に入力いただいたメールアドレス宛に通知します。（令和8年10月上旬頃にメール送信予定）

(2) 第2次選考（面接選考、適性検査）（令和8年10月中旬～下旬頃に実施予定）

個別面接により、職務に対する適性、能力、意欲等について審査します。また、現在本市職員でない方からの応募の場合は、適性検査を実施します。

なお、選考結果を第2次選考受験者全員に、最終選考の日時・場所を合格者に通知します。

(3) 最終選考（面接選考）（令和8年11月中旬頃に実施予定）

個別面接により、職務に対する適性、能力、意欲等について審査します。

なお、選考結果を最終選考受験者全員に通知します。

8 その他

(1) 電話等による可否の問い合わせにはお答えできません。

(2) 提出された書類については返却しません。また、第1次選考で提出された論文の著作権は大阪市に帰属します。なお、提出書類等により取得した個人情報については、選考以外の目的には使用しません。

(3) 最終合格者については、最終合格決定通知後に、任用上の資格調査(照会)を本籍地のある市区町村あてに行います。また、応募資格や経歴等の確認のため、関係先に照会する場合があります。

(4) 合格後に、応募資格がないことが判明した場合は、合格を取り消します。また、提出書類の記入事項に誤りがあることが判明した場合は、合格を取り消すことがあります。

(5) 合格後に、区長の職に必要な適格性を欠くおそれがあると認められる事由が判明した場合は、合格を取り消すことがあります。

(6) 最終合格者については、任用に際して、略歴等を公表することがあります。

9 問合せ先

大阪市総務局人事部人事課（人事グループ）

〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号 大阪市役所4階

電話：06-6208-7511 FAX：06-6202-7070

E-mail：shokuin-koubo@city.osaka.lg.jp